

第 5 号議案

宮城県指定文化財の指定について

別紙文化財について、文化財保護条例(昭和50年12月25日条例第49号)第3条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

平成31年2月7日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

(別紙)

有形文化財（建造物）の指定

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
竹駒神社唐門	1 棟	岩沼市稲荷町	竹駒神社
篁峯寺観音堂	1 棟	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡	篁峯寺

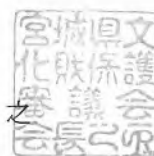
文 審 第 18 号

平成31年 1 月16日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県文化財保護審議会

会 長 永 広 昌 之



県指定文化財の指定について（答申）

平成31年1月11日付け文第2630号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



# 答 申 書

## 県指定文化財の指定について

### 竹駒神社唐門 1棟

一間一戸四脚向唐門，屋根銅板葺，梁行五・四メートル，桁行五・四メートル

竹駒神社は，承和9年（842）草創の神社で，各時代の領主から崇敬されてきた神社である。境内は，岩沼市中心部を南北に走る旧奥州街道の西側に位置し，東面して鳥居と楼門，その奥を社殿とするが，社殿神域の結界として機能するのがこの唐門である。

唐門は，屋根を向唐破風形式とする四脚門で，梁行・桁行とも5.4メートルの規模を有する。建築年代は，控柱根巻金物の銘などから天保13年（1842）であることが明らかで，竹駒神社創建1000年を記念する事業として建てられたものと推察される。

楼門から奥の神域をさらに格調高く整える唐門は，江戸時代に完成する竹駒神社の社頭景観構成要素として，当時の本殿・拝殿が失われた現在，最重要建造物であると言える。また，江戸時代に建てられた向唐破風形式の門としては県下他に類を見ない巨構で，深い軒と相まって雄大な姿を示している。随所を賑やかに装飾する彫刻類はいずれも精緻であり，江戸後期から末期の特徴をよく表す。

総体として，歴代の領主に重視されてきた神社らしい門であり，その社格を現代に確実に伝えている。建築年代が明らかな点においても，学術的並びに歴史的価値は高い。

以上のことから，竹駒神社唐門は本県にとって貴重であり，宮城県指定有形文化財（建造物）に指定することが適当である。

# 答 申 書

## 県指定文化財の指定について

### 籠峯寺観音堂 1棟

正面五間，奥行六間，屋根銅板葺，正面三間向拝付

籠峯寺は、大同2年（807）開基と伝わる天台宗寺院で、古くから殺生禁断・女人禁制の聖地として知られ、また南北朝から江戸時代には奥州鎮護の祈願所として各時代の領主から庇護を受けた。籠岳山上の堂宇とその周りの坊舎からなり、その中心境内に十一面観音を本尊とする観音堂がある。

観音堂は、実長14.9メートルの方形平面に宝形造の屋根を架し、前面三間に唐破風向拝が付く。内部は、内陣の周囲に外陣を配し、内陣奥は宮殿型厨子が置かれる。建築年代は、嘉永4年（1851）との記録があり、籠峯寺一山がほぼ全焼した天保13年（1842）の大火以降に建てられたことが分かる。

江戸時代に建てられた仏堂としては県下最大規模であり、天台密教一山寺院の中心建造物として雄大な姿を保ち続けている。また、内陣では、近年まで衆徒修行の場として参籠を実施していたといい、本格的密教堂としても往時の形態をよく遺している。

装飾は、一部に独創的な意匠も垣間見られるが、総じて江戸後期から末期の特徴を有している。建築年代並びに改修年もほぼ明らかで、学術的並びに歴史的価値は高い。

以上のことから、籠峯寺観音堂は本県にとって貴重であり、宮城県指定有形文化財（建造物）に指定することが適当である。



竹駒神社唐門



菅峯寺観音堂